

東京交通新聞 2009 年 8 月 31 日

<エコ減税 福祉車に適用開始>

4 月にさかのぼり還付

「エコカー減税」の対象に福祉車両の追加が決まった。従来、特装・改造など型式指定以外の仕様は優遇税制から除かれていたが、国土交通省は 25 日、「特定改造自動車」に対する新規告示を制定、31 日から適用開始する。4 月以降の購入分にさかのぼって自動車重量税と自動車取得税を還付し「グリーン税制」で講じている自動車税の軽減も翌年度分を対象とする方針を決めた。リフト付き・スロープ付きや回転シート型の福祉タクシー、自家用有償運送車両が恩恵を受けられる。

告示は「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」。エコカー減税やグリーン税制の基礎となる燃費値判定基準を、型式指定車をベースとした改造車向けにも創設した。燃料、車両重量ごとに種別を規定。今後、メーカー側が算定取得を申請し、車検証に燃費基準達成レベルが記載される。

エコカー減税は買い替え・購入補助とともに一連の政府経済対策として打ち出され、適用は今年 4 月から 3 年間。電気・ハイブリッドなど次世代車の自動車重量税・自動車取得税を免除、低燃費・低排出ガス車には環境負荷の程度に応じて軽減する特例が設けられている。

省エネルギー法の枠組みの中でこれまで改造車の場合、重量やパーツなどが変わるためベース車の環境性能が保持できるかどうか判断材料がなく、減税・免税措置は一律的に外されていた。NPO ボランティア団体などが要望していた。トヨタの福祉車両・ウェルキャブなどが該当する。

福祉タクシー車両の増強に向けては、バリアフリー新法の「基本方針」として 2010 年末で 1 万 8000 台の政策数値目標が掲げられている。現状は 1 万 0514 台（08 年 3 月末）。事業規制や予算補助に加え、税制面からも後押しされる格好となる。

国交省ではホームページなどで公表している減税対象車種のカタログに順次追加していく。